

貸切バスに於ける新型コロナウイルス対応ガイドライン

(令和 2 年 6 月 26 日現在)



第 1 版

1、本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの様々な業種が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから業界団体等が主体となり、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界を挙げてこれを普及し、現場において、試行錯誤を繰り返しながら、また創意工夫をしながら実践して頂く事を強く求めたい。」とされました。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の間の対策を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

2、始業点呼時の対応

点呼者は特に次の事項に留意して、下記を行う。

(1) 乗務員に係る事項の確認及び対処

☆点呼時の健康チェック(血圧、体温、風邪症状の有無等の報告及び確認並びに健康チェックシートへの記載、保管)

- 発熱、せき等確認時の自宅待機
- マスク着用、手洗い励行等感染予防対策の確実な実施の確認
- 健康チェックシートによる乗務員の健康状態の確認
- アルコール検知器の除菌

(2) 車内の感染防止対策の確認及び対処

- 自社で実施した社内消毒実施の確認
- 運転席の感染防止対策確認、乗務手袋着用の励行
- 消毒液、清拭消毒用具等搭載の確認
- 乗務員用のマスク、使い捨て手袋の予備搭載の確認

(3) 点呼者自身のとるべき措置

- 点呼者と運転者の間の適切な距離の確保
- マスク着用、点呼前後の手洗い等

3、バスの運行時における対応

(1)乗車時・降車時

- 以下の点について車内アナウンス、DVD「バス乗車時に於けるお願い」の上映により利用者への協力依頼
 - ・マスクの着用、大声での会話、歓談の手控え
 - ・乗車時及び再乗車時における手指消毒
 - ・降車時、必要に応じ通路に立ち止まらないよう順次の離席
- 利用者との間の一定の距離確保又は喚起に留意して、運転席周りの仕切りに於ける濃厚接触の防止
- 消毒液の常備
- 休憩地又は目的地での車内換気(窓開けや外気導入による空気循環)や手すり等複数の利用者が接触する可能性のある部分の消毒
- 利用者への乗降支援後の手洗い、手指消毒
- 手荷物の受け渡し等に於けるマスク、手袋の着用

(2)バス走行中

①バスドライバーの対応

- 運転時(車内でのアナウンス時含む)のマスク着用の徹底。(回送時も必ず着用)
- 外気導入モードによるエアコンの使用を基本として、可能なバスは5cm～10cmの窓の開放をすることによる車内換気の徹底
- バス車内換気が十分であることの利用者へのPR活動(出発時に於けるDVD上映)

②バスガイドの対応

- アナウンス時も含めてマスク着用の徹底
- アナウンスについては後ろ向きでは行わない様可能な限り努める。(利用者への説明は必須)ガイド席着用での案内とする。
- 車内ゴミの持ち帰りへの協力要請、回収時に於けるマスク、使い捨て手袋着用の徹底。作業後の手洗いがい、消毒の徹底。

③お客様への案内

- 以下の事項について乗務員又は旅行会社から利用者への協力依頼。
 - ・座席位置に関する配慮やマスク着用徹底の御願い。
 - ・車内に於ける飲食時以外のマスク着用の徹底及び随時窓開けの協力依頼。
 - ・トイレ付車両では、便器の蓋閉め後に洗浄頂く事。
- 車内美化への協力依頼。やむを得ずゴミ捨てした場合は入念な手洗い、手指消毒を励行する。

4、業務終了後の対応

(1)終業点呼時

- 発熱、咳症状等の体調確認、万が一体調不良の場合の所属長への速やかな報告。

(2)車内消毒・清掃

- 手すり等、特に利用者が頻繁に手を触れる箇所を入念に弊社で定められた内容の清拭消毒。
 - ★車内清掃・消毒は原則として1運行につき1回で良いが可能であれば現場判断により随時行い常時消毒済の状態を保つようにする。
- 清掃時マスク着用、使い捨て手袋着用の徹底
- 窓開けによる車内換気
- 点検工具や共用器具使用後の手洗い、手指消毒の徹底。

(3)宿泊時の感染予防

- 手洗い、手指消毒の徹底
- 宿泊中の健康チェック(体温、風邪症状の有無等健康チェック及び報告)

5、利用者、乗務員の体調不良時の対応

利用者及び乗務員の中に体調不良者が発生した場合には、通常の事故、死傷者発生等の緊急事態対応を基本としつつ、以下の点に留意して対処する。

(共通)

- 営業所等の緊急連絡体制の整備
 - ・乗務員は営業所(所属長又は運行管理者)への連絡、指示により対応
- 接触箇所の消毒の徹底
- 感染者のプライバシー保護

(利用者の体調不良)

- 営業所所属長(運行管理者)の指示に従って対応
- 利用者対応時のマスク、使い捨て手袋着用の徹底、利用者対応後の手洗い等の徹底
- 状況に応じて救急車の手配

(乗務員の体調不良)

- 乗務中の発熱、体調不良の際の営業所への連絡の徹底及び状況により乗務停止。

6、利用者や一般国民へのバス利用に於ける安全性のPR

- マスク着用、手洗いや手指消毒の実施、大声での会話や歓談等の手控えなど、利用者に協力の依頼や、バス車内に於いても利用者に協力をお願いする事項をまとめたもの(DVD等)により周知徹底を図る。
- バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して十分に安全な乗り物であることを利用者や一般国民に十分PRする。

株式会社美杉観光バス
運行部 部長
堀江 英信